

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳥取県羽合町

2. 構造改革特別区域の名称

保育の充実による若者支援特区

3. 構造改革特別区域の範囲

鳥取県羽合町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1)本町の位置 概要

本町は、鳥取県の中央部に位置し、北部は日本海に面して砂丘地帯が広がり、東は中国山脈の末系にあたる馬の山、南東部は東郷湖に面し、西は一級河川天神川に囲まれた、わずか面積 12.2 km²の平坦な田園の町です。「弁当を忘れても傘忘れるな」という諺があるように降水量が多く、冬は北風が強く積雪の多い山陰地方特有の気候です。冬は厳しいものの、四季が非常にはっきりしており、また東郷湖中から湧き出す泉源を持つ「はわい温泉」には年間約30万人の観光客が癒しを求めて訪れています。人口は約8000人(平成15年5月1日現在)で、鳥取県内では数少ない人口増加町村であり、最も人口の少なかった昭和45年の約6500人から1500人の人口増となっています。これまでは田園地帯を中心とした米作や、砂丘地や丘陵地でぶどう、メロン、イチゴ、梨等の施設園芸の第1次産業の生産に尽力してきましたが、昨今の急激な時代の変化により産業構造も大きく変化してきました。産業構成比で見ると、昭和55年には約25%あった第1次産業が平成12年には約10%に激減し、逆に第3次産業は約45%から約63%に増加しています。

(2)保育施策の現状と課題

近年、本町は国道9号と179号の結節点に位置し交通の便がいいこと、また隣接する倉吉市と比較しても地価が非常に安価なことも要因となって、宅地化が進み、鳥取県内でも人口の増加する数少ない町村となっています。(別添資料1参照)

さらに、町の児童福祉対策として、保育料保護者負担を安く設定していることや、生活環境施策として水道料金を安く設定していることが引き金となり、若い夫婦の

転入が多く、保育を必要とする家庭が増加しており、少子化が叫ばれる中、本町保育児童の数は増加傾向となっています。(別添資料2参照)

少子化は、地域の活力を低下させる要因であり、若年層の子育て支援はまちづくりの大きな課題であり、目標であると考えています。

本町には町営の保育所が3ヶ所と社会福祉法人経営の保育所が1ヶ所あり、0歳から5歳までの児童約250人を保育しています(別に広域入所により町外保育所入所47人)。その内、町営の保育所の保育職員数は全体で44人、その内臨時的任用職員が22人(内7人が常勤の臨時的任用職員、15人はパート職員)です。保育の質を低下させないように、常勤の臨時的任用職員については保育士資格を採用条件としていますが、最高でも1年の任用期間では応募者が少なく、交代要員の配置に非常に苦慮しています。

また、ようやく仕事にも慣れ、児童や保護者との信頼関係が出来た頃に任用期間が終了するというのも大きな問題です。

こうしたことから、入所希望があるのに保育士の配置ができないため、採用されるまで待っていただいたり、急ぐ場合は町外の保育所を探していただくというような事態にもなっています。

従って、このような行政需要に応えるため、早急に効率的な保育サービスの充実を図らなければなりません。

5. 構造改革特別区域計画の意義

少子化と高齢化は国民的な課題であります。とくに少子化は深刻で、各種保険料の見直し、年金・医療など国民生活に重大な影響を及ぼしています。また、近年の経済不況により、このことにさらに拍車がかかっているように感じられます。人口が減少し、国力が減衰するという大変な事態が目前に迫っているにもかかわらず、決定的な打開策は見出されていないのが現状です。

本町が平成14年に第2次子育て支援計画を策定する際に実施したアンケートによると、理想とする子どもの数については3人が最も多く、また、子育てで大変だと思うことについては、第1位が「外で働きにくくなる」、第2位が「教育にお金がかかる」となっており、子どもは欲しいけど経済的な不安を抱えている保護者の実態が伺えます。

本町は、県下でも有数の安い保育料を設定して子育てを支援していますが、前

述したように、保育士の臨時的任用職員を公募してもなかなか応募がなく、住民の保育ニーズに迅速に対応できないのが現状です。このことは、現在の法制度の中では、最長1年という任用期間が大き〈影響しています。

今回、構造改革特別区域として規制緩和措置を受けることで、任用期間延長により臨時的任用職員の保育士採用が容易となり、保育所職員全員を国家資格のある保育士として、高い技術と知識、そして経験のある職員による、安全な保育サービスを住民に提供することが可能となります。

このようなことから、効率的な保育所運営と質の高い保育サービスを提供することにより、保護者の経済的負担の軽減と同時に、いつでも安心して仕事に従事できる環境が作られ、少子化対策を推進することができ、さらには、人口の増加・定住化が促進されます。

6. 構造改革特別区域計画の目標

少子化が国民的な課題となっている現在、地域における子育て支援施策の充実が地方自治体にとって急務となっています。本町は、従来から県下でも有数の安い保育料を設定していますが、これら経済的な支援はもとより、総合的な支援策の充実が求められており、保育施策を充実して、若年層の負担軽減を図り、活力あるまちづくりを目指します。

(1)行政コストの縮減と多様な住民ニーズへの対応

昨今の町財政の状況下では行政コスト、とくに人件費の縮減が急務です。

本町では、平成16年10月に周辺2町村との合併を目指して現在取り組んでいるところですが、合併を契機にして、サービス低下を招くのではなく、逆によりきめ細かい行政サービスを提供することが必要です。

臨時的任用職員の任用期間の延長により、行政コストの縮減と同時に保育所入所希望に対する迅速な対応ができ、多様な住民ニーズに対応するための行政事務の展開が可能となります。

特にコスト縮減については、本町の保育料保護者負担を一般会計からの持ち出しで、県下でも有数の安い保育料を維持しており、そのことが若い夫婦の子育て支援となっています。臨時的任用職員の任用期間延長で人件費を抑制するとともに、今後とも安い保育料保護者負担を維持し、若者の子育て支援を推進します。

また、保育所調理室の必置規制の問題に関しては、構造改革特区第3次提案で

認められた「公立保育所における給食の外部搬入方式」を導入し、行政コストを削減し、安い保育料を維持して、子育て支援の充実を図ります。

(2)保育士資格を持った臨時的任用職員の配置による保育施策の充実

本町は、県内でも人口が増加する有数の市町村のひとつです。特に若者の増加が顕著で町内の4箇所の保育所は定員約300名のうち入所率は約80%と高い比率を示しています。しかし住民へのサービスとして、入所を随時受け付けている関係で入所児童が安定せず、児童数に対する必要保育士数の約40%を保育士資格のある臨時的任用職員で対応しています。また、若い正規職員が多く、出産による育児休業に対応するためにも臨時的任用職員の配置が必要です。

また、本町は、高品質な行政サービスを適正に提供するためISO9001の認証を取得しており、臨時的任用職員を含めた職員研修を定期的を実施していますが、任用期間が延長された場合、さらなる研修により適正な人材が育成されることとなり、保育現場においても住民ニーズに適合した高品質な保育サービスの提供を目指します。

7. 構造改革特区計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

保育所運営の効率化により、安い保育料の設定が維持でき、また、多様な保育ニーズに対応する迅速な対応が出来ることによる若年層の就業支援が出来ます。

現在までに、入所希望がありながら職員配置ができないためやむを得ず町外の保育所を利用している児童数が5名、自宅待機の児童が5名あり、これらの解消が図られ、保育ニーズに迅速に対応できます。

さらに、保育士の臨時的任用職員の雇用拡大による保育施策の充実により、若年層の定住化が促進され、人口増加、地域の活性化、そして国民的な課題である少子化対策に効果が上がります。

とくに、0～14歳の人口比率は県下市町村の中で最も高い比率を示しており、平成13年3月末が16.5%、平成14年4月末が16.2%となっています。平成14年度末の県下の平均が14.7%となっていますので、5年後の数値目標として、当該比率を15.5%とします。(ちなみに、財団法人日本統計協会による推計データによりますと、鳥取県の14歳以下の人口比率は、2005年が14.1%、2010年が13.5%となっています。)

その他の効果としては、正職員も育児休業などが安心して取得できる環境が作

られ、子育て支援に相乗効果が期待されます。

さらに、高齢化により減衰している地域活動についても若者の転入により新しい活力が生まれ、文化・スポーツなどの振興が促進されます。実際、新興住宅団地を抱える地区ではスポーツ活動が盛んで、公民館活動を中心とする地域活動が最も盛んとなっています。

8. 特定事業の名称

臨時的任用職員の任用期間の延長

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 子育て家庭に対する支援

本町では、子育てに伴う経済的負担の軽減対策として、県下でも有数の安い保育料を設定しています。その分、一般財源からの持ち出しがかなりの額になっていますが、若年層の支援による町の活性化は非常に重要な施策と位置付けており、引き続きこの施策を実施します。

なお、平成16年10月に周辺2町村との合併を進めていますが、保育料の設定については、本町の例を採用することが決定しており、新町においてもこの施策が実施されます。

(2) 保育サービスの充実

町内の保育所の保育時間は、7:00～19:30（一部は7:30～18:30）となっていますが、保護者の要望を十分に把握して、ニーズに対応できるよう努めます。

また、低年齢児保育については、とくに育児休業明けからの入所について随時受入ができるよう人的配置の充実に努めます。

その他、家族の介護や保護者の病気や仕事の都合などによる一時保育の要望が増加しており、利用ができる保育所の増加に努めます。

別紙

1 特定事業の名称

409「地方公務員に係る臨時的任用期間の延長事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鳥取県羽合町

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本認定申請が認定された日

4 特定事業の内容

羽合町内の保育所及び幼稚園、児童館に採用する保育士資格を有する臨時的任用職員について、現行の最大1年間雇用の期間に特例を設け、最大で3年間更新して雇用できることとする。

特例の対象とする臨時的任用の保育士の数

現在、臨時的任用の保育士の数は7名であるが、希望外ではあるが町外の保育所に通所している児童や待機している児童なども含めると、潜在的に不足している保育士の数は3名程度と考えられる。(別添資料3参照)

従って10名以上は、本特例の対象としたい。

但し、募集した上で応募があった場合はこの限りでない。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)構造改革特別区域法第20条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠(1号要件)

本町においては、平成13年度、保育所の入所申込の希望に添い、入所児を受け入れながら職員を募集する形態をとっていた。臨時保育士が配置できるまでは、代替職員で対応する等していたが、募集してもなかなか応募がなく、ハローワークを通じて募集をかけ、ようやく2～3ヶ月後に臨時保育士を配置するという形になっていた。

また、最大で1年雇用ということもあり、条件の良い職場へ急に移られるというケースもあり、急々に募集しても応募がなく、臨時保育士の配置については大変苦慮していた。

従って、平成14年度以降は、臨時保育士の応募があつてから、入所の受入をするという形をとっているが、現在は、応募がなく、希望外ではあるが、近隣の市町村の

保育所を紹介したり、町内を希望される場合は、待機していただいている状況である。

また、保育士も仕事の把握ができ、保護者・児童とも信頼関係がようやくできた段階で任用期間が終わるということで、保育にもよくない影響が出ている。

よって、これらの状況を改善するため、臨時保育士の任用期間の更新を最大で3年間まで更新できるように措置し、待遇改善等により年度中途の急な退職を減らすとともに、入所希望にも随時対応できる体制を整備し、いつでも安心して預けることのできる保育所の環境整備を推進する。

(2)構造改革特別区域法第20条第6項に基づく必要な措置の内容(計画)

- ・ 今般の特例の適正な運用の確保と住民への説明責任を果たすため、職員数の管理と公表を行う
現在、年度当初に役場の機構図と併せて、臨時的任用職員を含めた職員の配置、係ごとの業務内容を示した印刷物を全家庭に配布しており、この方法により行う
- ・ 臨時的任用職員の分限に関しては、取扱要領を制定する。
- ・ 採用しようとする保育士の適格者を得るために資格要件を定める。

別紙

1 特定事業の名称

920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鳥取県羽合町

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本計画が認定された日

4 特定事業の内容

羽合町内の保育所における給食の提供について、3歳以上児分は学校給食共同調理場で、3歳未満児分は長瀬保育所でそれぞれ一括調理し、配送車で各保育所に搬送する。(長瀬保育所の3歳未満児分は自所方式)

特例の対象とする保育所

長瀬保育所、田後保育所、浅津保育所、橋津保育所

5 当該規制の特例措置の内容

本町におきましては、町の一般財源からの持ち出しにより県下でも有数の安い保育料を設定して子育て支援を行っていますが、保育所運営に係る経費は行政全体の中でも多額であり、コストの削減が急務です。

保育所給食に外部搬入を導入することで、一箇所で効率的にしかも安全に調理することができ、経費の大幅な削減を図ることができます。

(1)調理設備について

現在の4保育所のうち、長瀬保育所については平成12年の開所で、112.87㎡の調理室を有しており問題はないと考えております。

他の3保育所にも調理室があり、それぞれ加熱や保存・配膳などに支障はありませんが、何れも昭和50年代の建築で老朽化しており、平成16年度において増改築を計画しており、引き続き加熱や保存・配膳に必要な設備・機能は維持します。

調理設備の概要

・田後、浅津、橋津保育所

<現況> 冷凍冷蔵庫、流し台、ガス台、配膳台、検食用冷凍庫、給湯器、電子レンジ、ワゴン車、食器消毒保管庫

<改築後> 検食用冷凍庫、食器消毒保管庫は再利用し、その他の設備は一新。

また、床が水洗いできるようコンクリートに改修。

長瀬保育所

<現況> 冷凍庫、冷蔵庫、1槽シンク、4槽シンク、ガスレンジ、スチームコンベクション、フライヤー、自動食器洗機、食器消毒保管庫、ワゴン車、調理台、配膳台

(2)食事の内容、回数、時機について

児童福祉施設における、年齢・性別栄養所要量を基に作られた「保育所における栄養給与目標算出例」を参照して食品構成を策定し、それに基づいて献立を作成します。とくに、カルシウム・鉄などが不足しないように留意します。

また、日常の献立とかけ離れたものにならないよう、家庭で食べ慣れている食品を取り入れ、野菜や果物はできるだけ地元のものを使うように心がけます。

なお、年齢に合わせた食事を提供するため、離乳食の中期・後期、3歳未満児食、3歳以上児食に区分するとともに、アレルギー対応除去食も提供します。

食事の提供は、9:00に3歳未満時のおやつ、11:30に昼食、15:00に全園児のおやつを計画しています。

(3)外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守

3歳以上児食は学校給食センターで調理して4保育所に配送します。3歳未満児食は長瀬保育所調理室で調理して他の3保育所に3歳以上児食と一緒に配送します。この際、二重食缶を用いて配送するとともに、最も配送の遅い保育所でも35～40分で到着することとなり、調理後2時間以内の喫食とします。

また、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の第4の2の規定を遵守するとともに保健所の指導・助言に従い、衛生管理に万全を期します。

(4)食育プログラムに基づいた食事の提供について

生涯の生活習慣の基礎となる乳幼児期に、適切な食習慣を身に付けることは、生活の質を向上させ、健やかな生涯を送る上でとても重要なことです。

そこで、本町においては次の目標を掲げ、食育を推進します。

- ・ 食に関心をもつ
- ・ 適切な食行動ができる
- ・ 決まった時間にしっかり食べる
- ・ 食の正しい知識を知る
- ・ 食事づくりに参加する

- ・ 楽しくおいしく食事ができる

以上の目標を具体化させ、実施するため、保育士、栄養士、調理員など関係者による「食育推進チーム」を組織化します。